

ASPサービス利用契約書

お客様（以下「甲」という）有限会社ワイズコム（以下「乙」という）は、乙が甲に ASP サービスを利用することに関して以下のとおり契約を締結する（以下「本契約」という）。

記

第1条（サービスの表示）

本契約の対象となる ASP サービスとは、次の内容のサービス（以下「本件サービス」という）をいう。

名称： ひとでサポートシステム

概要： 乙が管理するサーバーに設置されたソフトウェアを、インターネットを通じて甲が使用する端末において利用できるサービス。

第2条（契約の目的）

乙は甲に対し、本件サービスを提供するものとし、甲はその利用料金を第11条（本件サービス利用料金）の定めに従い乙に対し支払うものとする。

第3条（本件サービスの利用）

1. 甲は、本契約の各条項を遵守することを条件に、本件サービスを非独占的に利用できるものとする。
2. 本件サービスを利用するために用いる甲の端末装置（クライアントパソコン）及び通信回線、その他必要な環境は全て甲が準備するものとし、甲はその敷設費用、回線装置費用、回線利用料等の費用負担及び管理責任を負うものとする。

第4条（変更の届け出）

乙は、甲の承諾無くこの規約を変更することがあり、規約が変更された後のサービスに係る料金その他の条件は、変更後の規約によるものとする。なお、甲は乙の不利益となりうる規約の変更は1ヶ月前に、それ以外の規約の変更についても一定の予告期間をもって、甲が適切と判断する方法（電子メールでの通知等の方法を含む）によって事前に通知する。

第5条（利用者 ID 及びパスワード）

1. 乙は、甲に対し本件サービスの利用に必要な利用者 ID 及びパスワード（以下「パスワード情報」という）を発行するものとし、以後、甲はパスワード情報を用いていつでも本件サービスの利用を開始することができるものとする。
2. 前項により乙が甲に対し発行するパスワード情報を利用できるのは、甲役員及び甲従業員（出向社員、派遣社員、アルバイト含む）までとする。
3. 甲は、乙から発行されたパスワード情報を、責任をもって管理するものとし、パスワード情報を前項に定める利用者以外の第三者に利用させ、または譲渡、貸与、開示、共有等をしてはならないものとする。
4. 甲は、パスワード情報が第三者に漏洩した場合あるいはパスワード情報が第三者に使用されている疑いがある場合、直ちにその旨を乙に通知するものとし、その後の対応につき甲乙協議の

上で乙の指示に従うものとする。尚、これらに該当している、またはそのおそれがあると乙が判断した場合、乙は予め通知した上で甲のパスワード情報の使用を停止することがあるものとし、係る処置につき甲に損害が生じたとしても、乙は何等責任を負わないものとする。

5. 第三者が甲のパスワード情報を用いて本件サービスを利用した場合、乙は、当該行為は甲によりなされた行為とみなすことができるものとし、甲は係る第三者の利用についての利用料金の支払その他債務を免れることはできないものとする。

第6条（禁止事項）

1. 甲は、本件サービスの利用に関して、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 乙の著作権等知的財産権及びその他権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為。
 - (2) 公序良俗及び諸法令に違反した活用。
 - (3) 第三者に本件サービスを利用させる行為及び本契約にて許諾された権利を第三者に譲渡、貸与、共有等する行為。
 - (4) 本件サービスの内容および本件サービスにより利用しうる情報を改竄、消去する行為。
 - (5) 第三者になりすまして本件サービスを利用し、その他不正アクセス行為に該当する行為。
 - (6) コンピュータウイルス及びその他有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
 - (7) 本件サービス用設備（サーバー等）に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - (8) 法令に違反し、または違反する疑いのある行為。
 - (9) その他、上記各号に相当する程度に不適切であると乙が判断する行為。
2. 乙は、甲の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを判断した場合、事前に甲に確認の通知を行った上で、甲に対する本件サービスの全部または一部の提供を一時中断することができるものとし、これにより甲に対し損害が生じたとしても乙は何等責任を負わないものとする。

尚、乙は、甲のこれら行為を監視する義務を負うものではないものとする。

第7条（通知）

乙は甲に対し、電子メール等、乙が適当と判断する方法により、随時必要な事項を通知することができるものとし、当該通知は、電子メールの場合は乙が甲に対し送信した時点をもって効力が生じるものとする。

第8条（サポートサービス）

1. 乙は甲に対し、本件サービスに附帯する次の各号に定めるサポートサービスを、本契約有効期間中、継続して提供するものとする。
 - (1) 本件サービスの正常な稼働を維持するための保守
 - (2) 本件サービス利用に関する相談対応
2. 乙は、本件サービスの正常な稼働を維持するための保守として、本件サービスに係るプログラム、ソフトウェア、サーバーその他本件サービス用設備等に障害が発生した場合に、甲の要請等に基づき速やかにこれに対応する義務を負うものとする。尚、これら障害を甲が先に確認した場合は速やかに乙に対しその旨を通知するものとし、これら障害を乙が先に確認した場合は、乙は甲にその旨を通知した上で速やかに必要な対応を行うものとする。但し、障害の緊急

度が高い場合等、乙が先に必要な対応を行った方が良いと判断した場合、通知が事後になることがあることを甲は予め承諾する。

3. 前項の障害等により、甲が一時的に本件サービスを利用できない期間が生じたとしても、乙が当該障害等に対して必要な措置を行う等最大限の努力を行ったことをもってして、乙は何等責任を負わないものとし、第 11 条（本件サービス利用料金）に定める本件サービス月額利用料金が日割り計算されることもないものとする。
4. 甲の端末、通信回線、ハードウェアその他甲の環境に起因する障害により甲が本件サービスを正常に利用できなくなった場合は保守対象外とし、この場合、甲は自己の責任及び費用をもってこれら障害を解決するものとする。
5. 保守対応は、原則として乙の営業時間内に行うものとするが、障害の重要度、緊急度が高いものと乙が判断した場合、乙は営業時間外であっても、保守対応を行うものとする。

第 9 条（本件サービスの一時的な中断）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知または承諾を要することなく、本件サービスの提供を一時的に中断することができるものとする。
 - (1) サーバー等、本件サービス用設備の故障または不調により緊急的に保守を行う場合
 - (2) 本件サービスの運営上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本件サービスを提供できない場合
2. 乙は、サーバー等、本件サービス用設備の定期的な点検を行うため、甲に 10 日前までの事前通知の上で、本件サービスの提供を一時的に中断することができるものとする。
3. 乙は、甲が本契約に違反した場合には、甲へ事前通知を行った上で、本件サービスの提供を中断することができるものとする。
4. 乙は、本条各項に定める事由により本件サービスを甲が利用できなかったことに関し、甲に損害が生じたとしても、何等責任を負わないものとする。

第 10 条（仕様変更）

乙は、業務上の都合、その他必要に応じて本件サービス及び本件サービスに係るプログラム、ソフトウェア、サーバー等の仕様の変更を申込みすることができるものとする。

第 11 条（本件サービス利用料金）

1. 本件サービス提供に係る初期費用・カスタマイズ費用および月額費用は別途定める。
2. 本契約有効期間内に予期することのできない法令の改廃及び制定、物価及び賃金等の経済情勢の激変が生じた場合若しくは本件サービスの内容に大きな変化があった場合、甲及び乙は相手方に対して理由を明示して本条に定める本件サービス月額利用料金の変更を求め、そのための協議をすることができるものとする。
3. 本条の規定は、本契約有効期間満了後若しくは中途解約後も、本契約有効期間中の甲の本件サービス利用により発生した対価の支払いが全て完了するまで、なお有効に存続するものとする。

第 12 条（著作権）

1. 本件サービス及び本件サービスに関する文書等に関する所有権、著作権をはじめとする一切の知的財産権は、全て乙に帰属するものとする。
2. オンラインサービス開始後に甲によって収集、作成登録された写真、文章、HTML ソースの著作

権、商標権、肖像権その他の一切の権利は甲に帰属するものとする。

第13条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日にかかわらず以下に記載する期間とする。尚、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれかが相手方に更新拒絶の意思表示を通知しない限り、契約期間は自動で更新され、以後も同様とする。

2012年9月11日～2013年9月10日

2. 甲及び乙は、次条に定める事由による場合を除いて、原則として本契約を中途解約することはできないものとする。

第14条 (契約解除)

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方に対し書面による契約解除の意思表示を行うことで直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相手方が14日以上期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該期間内にこれが是正されなかったとき。
- (2) 仮差押え、仮処分、差押え、競売、租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき。
- (3) 支払いを停止した場合、または手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生または特別清算開始の申し立てがあったとき。
- (5) 解散若しくは営業の全部または重要な営業活動の廃止、休止を決議したとき。
- (6) 関係官庁から営業の許可取消または停止処分を受けたとき。
- (7) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき。

2. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合または相手方が前項各号に定める事由に該当したことにより本契約が解除された場合で、且つ、直接の結果として現実に損害を蒙った場合、相手方の本契約違反または本契約終了時までに本契約に基づき乙がそれまでに受領済みの利益相当額を上限として損害賠償を請求することができるものとする。但し、算定可能な実損害額がこれを下回る時は、実損害額を上限とする。

第15条 (契約終了後の措置)

理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、甲は直ちに本件サービスの利用を中止するとともに乙から提供を受けた本件サービスに関する資料等の文書がある場合は乙の指示に従い乙に返還または破棄するものとし、乙は甲に発行したパスワード情報を使用不能にする等して、甲への本件サービスの提供を終了するために必要な処置を速やかに行うものとする。

第16条 (免責)

1. 乙は、次の各号に定める事由により甲に対し損害が発生したとしても、一切の賠償及び保証の責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力。
- (2) 甲が管理する端末装置、通信回線、その他甲が本件サービスを利用するための設備の障害。
- (3) 本件サービスとは無関係のソフトウェア、アプリケーション、データベース、システム、ハードウェア等に起因する障害。
- (4) 甲の責任によるコンピュータウィルスに起因する障害。
- (5) 乙の善良なる管理者の注意をもってしても防御しえない本件サービス用設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受。

- (6) 甲による誤操作及び不正操作。
 - (7) 乙が管理しない設備に起因する障害。
 - (8) その他、乙の責に帰すべからざる事由。
2. 甲の本件サービス利用に起因する甲と第三者との間にトラブル及び紛争等の諸問題が生じた場合、甲の責任においてこれを処理及び解決するものとし、乙は何等責任を負わないものとする。
 3. 甲が、本件サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず乙にいかなる責任も負担させないものとする。
 4. 乙は、甲が本件サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

第17条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の事前の承諾なしに、本契約上の権利または義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとする。

第18条（協議解決）

甲及び乙は、本契約の各条項を誠実に履行し、本契約に既定のない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、信義誠実の原則に基づき甲乙で協議を行い、その解決を図るものとする。

第19条（準拠法及び合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約から生じる一切の紛争については、乙本店所在地を管轄の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

店舗所在地

有限会社ワイズコム

〒720-0021 広島県福山市緑陽町 1-6-30

2012年8月31日 改訂